

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

基本的な考え方

コンプライアンスは、公共性が強く求められる銀行において、いつの時代にあっても経営の原点です。

当行では、役職員一人ひとりの行動がみなさまから信頼され、支持されることによって、地域社会の方々と揺るぎない信頼関係を築き、「京都銀行は、安心と満足をもって長く付き合うことができる魅力ある銀行」と言われ続けるために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、その徹底を図っております。

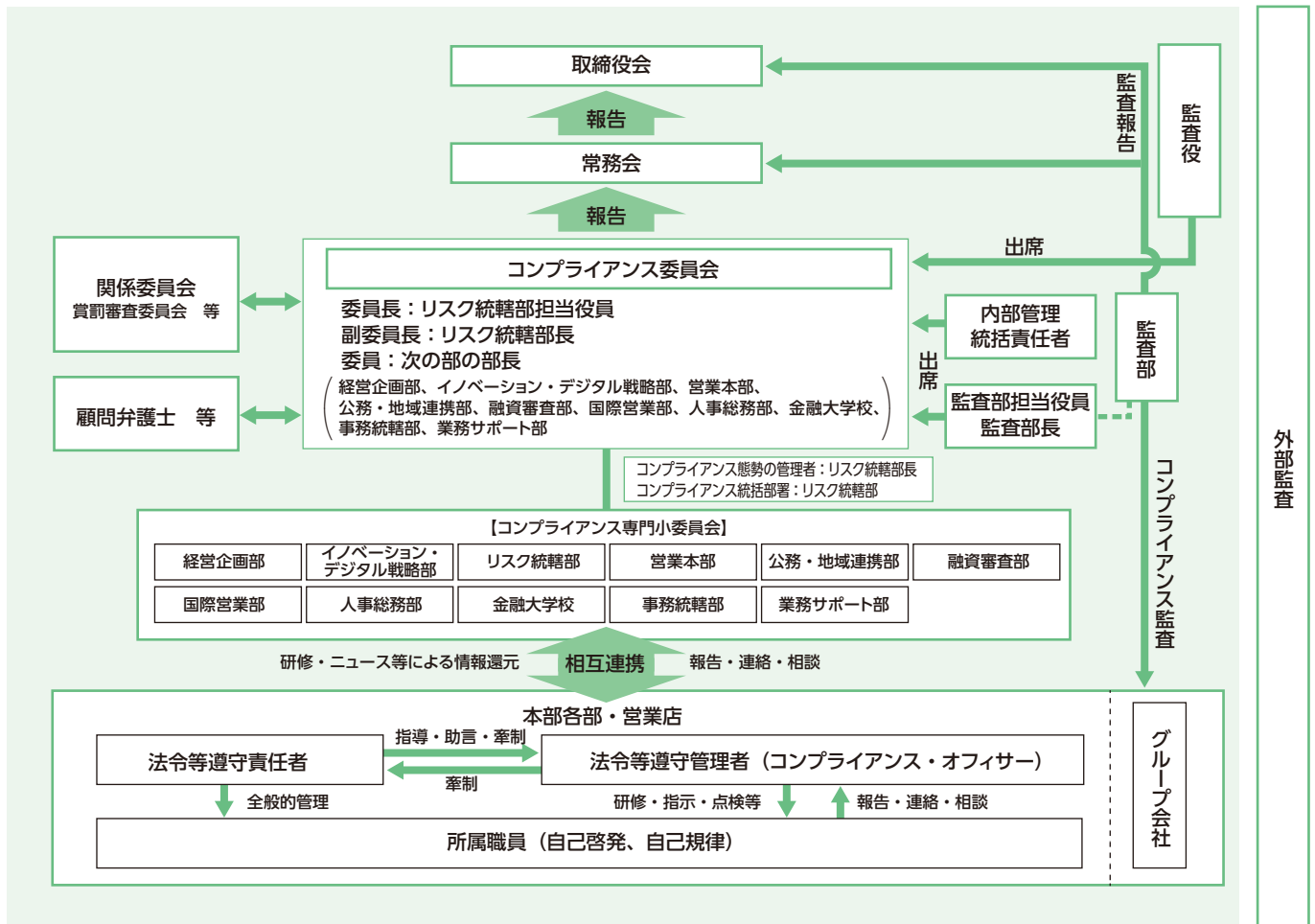
コンプライアンス体制の確立と適切な運用

リスク統轄部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の問題等を一元的に管理し、対応を行うなど、体制の強化に努めております。

コンプライアンスの実践については、「私達の企業倫理と行動規範」を制定し従業員への徹底に努めるとともに、年度毎に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、本プログラムにそって各種施策を推進しております。

不正行為を早期発見し自律的な対応を行うため、公益通報者保護法に基づく内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。ホットラインの責任者、責任部署を置くとともに、通報への対応業務従事者を指定し、法令等の趣旨にそった適切な体制を整備しております。また、制度の実効性向上のため、行内窓口に加え外部窓口、監査役を通報ルートとするほか、通報手段を複数用意する等により利用促進を図るとともに、従業員に対し制度趣旨や利用実績を周知すること等により、適切な運用に努めております。

【当行グループのコンプライアンス体制】



(2022年7月1日現在)